

平成 24 年 11 月 22 日

株主各位

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目 23 番 5 号

株式会社サニーサイドアップ

代表取締役社長 次原 悅子

株式の分割に関する基準日設定公告

当社は平成 24 年 11 月 20 日（火曜日）開催の当社取締役会において、平成 24 年 12 月 11 日（火曜日）付をもって、当社普通株式 1 株を 4 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当の受ける権利の基準日を平成 24 年 12 月 10 日（月曜日）と定めましたので、公告いたします。

また上記株式分割に伴い、当社は、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 24 年 12 月 11 日（火曜日）付をもって、当社定款 6 条の発行可能株式総数を 1,049 万 6,000 株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

◇ ◇ ◇

お知らせおよびご注意

1. 平成 24 年 12 月 11 日（火曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数がお取引のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることになります。

2. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。

特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出下さい。

口座管理機関 みずほ信託銀行株式会社

お問合わせ先 0120-288-324 (フリーダイヤル)